

第 8 号議案

かめおか乳幼児教育センター条例の制定について

かめおか乳幼児教育センター条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

かめおか乳幼児教育センター条例

（設置）

第 1 条 亀岡市において乳幼児教育・保育の質の向上及び子どもの健やかな成長への支援を図るため、かめおか乳幼児教育センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	かめおか乳幼児教育センター
位 置	亀岡市大井町並河検見ケ上 7 番地

（事業）

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 乳幼児施設、小学校及び福祉施設との連携や交流に関すること。
- (2) 乳幼児教育・保育の質の向上に関すること。
- (3) 乳幼児期と小学校期の接続と連携に関すること。
- (4) 子どもの育ちに合った支援や相談に関すること。
- (5) 乳幼児期の保護者、保育者等への支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会の変化に対応した乳幼児教

育・保育の質の向上及び子どもの健やかな成長への支援に関し
必要な事業

(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

かめおか乳幼児教育センター条例案要綱

- 1 亀岡市において乳幼児教育・保育の質の向上及び子どもの健やかな成長への支援を図るため、かめおか乳幼児教育センター（以下「センター」という。）を設置すること。
- 2 センターは、次の事業を行うこと。
 - (1) 乳幼児施設、小学校及び福祉施設との連携や交流に関すること。
 - (2) 乳幼児教育・保育の質の向上に関すること。
 - (3) 乳幼児期と小学校期の接続と連携に関すること。
 - (4) 子どもの育ちに合った支援や相談に関すること。
 - (5) 乳幼児期の保護者、保育者等への支援に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、社会の変化に対応した乳幼児教育・保育の質の向上及び子どもの健やかな成長への支援に関し必要な事業
- 3 その他所要の規定を設けること。
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。